

岡西福第289号
令和2年9月10日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年4月実施分）

南区西福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

令和2年2月29日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が、合計で3,330万円余（収納率6.0%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも収入未済額の解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

1. 福祉振興係の経理担当者が、返還金、徴収金及び返納金の対象者一覧及び収納状況リストを、現業員、査察指導員、所長に毎月供覧することで情報の共有化を図ります。

各々の立場から納付状況に対し問題意識をもち、未納の期間が長期となることを防止します。また、すでに長期間未納となっている被保護者に対し担当の現業員は、未収金回収を意識し十分な納付指導を行い、可能な範囲での一部納付や、分割納付誓約書の提出により、時効更新のための有効な措置を講じるよう所内への周知徹底を図ったところです。

2. 転出や収入超過により保護を廃止する際には、現業員は被保護者に対して未収金返還義務等について強力かつ確実な指導を行い、保護廃止した後に納付が滞る場合も同様に指導し収入未済額の解消に努めます。

また市内転居により他の福祉事務所管内に移管したケースについては、現業員が経理担当者と連携し、被保護者の情報を移管先に引き継ぐことにより収納率の向上に努めます。

3. 生活保護法第77条の2及び第78条の2の規定を活用し、あらかじめ保護費から徴収金を差し引いて支給することにより未収金の回収に努めます。また、被保護者に対し現金の受領に関する申告義務の履行を一層強力に指導し、返還金及び徴収金の新たな発生を未然に防ぐとともに、やむなく発生した場合には迅速に事務処理を行い、被保護者が消費する前に通知することにより、早期の債務の返還につながるよう努めます。

4. 今後とも岡山市債権管理条例等に基づき、返還金徴収金整理台帳及び生活保護システムによる債権管理の徹底、効果的な訪問調査活動の実施、督促状及び催告状の送付並びに生活保護制度の周知徹底を図り、収入未済額の解消に努めてまいります。

参考<令和2年3月末>

生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	9,379,562	784,000	8.4	88,710	8,506,852

生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	24,783,830	1,502,640	6.1	13,133	23,268,057

返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	1,267,152	18,000	1.4	91,201	1,157,951

返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	35,430,544	2,304,640	6.5	193,044	32,932,860

参考<令和2年2月29日現在>

生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	9,379,562	715,000	7.6	0	8,664,562

生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	24,783,830	1,400,140	5.6	0	23,383,690

返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	1,267,152	15,000	1.2	0	1,252,152

返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	35,430,544	2,130,140	6.0	0	33,300,404

岡南福第751号
令和2年9月10日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年4月実施分）

南区南福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

令和2年2月29日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が合計で1億3,101万円余（収納率4.2%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも収入未済額の解消に格段の努力をしてください。

また、現年度についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

1. 経理担当者が四半期ごとに法第63条返還金及び法第78条徴収金の対象者納入状況一覧表を出力し、現業員、査察指導員、所長等幹部職員に回覧して、それぞれの職員が未納者情報を共有しています。その上で所長補佐から各現業員に未納の世帯の生活状況の確認を行い、家庭訪問や電話連絡の機会をとらえて、納付交渉をするよう指示を行いました。

また、各現業員は未収金回収の意識を徹底し、長期間未納となっている世帯に対して定期的な履行の催告を行うとともに、一部納付や分割納付申請をさせるなど、時効更新のための有効な措置を講じるよう所内への周知徹底を図りました。

2. 保護を廃止する際には、担当現業員は被保護者に対して未収金の返還義務等について確実かつ強力に指導を行うことを福祉事務所内で周知徹底し、分割納付の履行状況を確認し、催告を繰り返すことで未収金回収に努めます。

特に市内の他福祉事務所管内に転居した被保護者については、担当現業員は経理担当者と連携して収納状況を確実に移管先の福祉事務所の担当現業員に引き継ぐことにより未収金発生防止に努めます。また、市外への転出者については、年1回郵送にて催告状を発送しています。

3. 生活保護受給中の被保護者に対しては、各種申告義務の履行を一層強力に指導するなどして新たな返還金や徴収金の発生を防止するとともに、やむを得ず発生した返還金等については、改正生活保護法第77条の2、78条の2の規定の活用により、毎月の保護費からの天引きによる徴収をできるだけ行うことにより、納付率向上に努めています。

4. 今後とも債権管理条例等に基づき、返還金徴収金整理台帳及び生活保護システムによる債権管

理の徹底、効果的な訪問調査活動の実施、督促状及び催告状の送付並びに生活保護制度の周知徹底を図り、収入未済額の解消に努めてまいります。

参考＜令和2年3月末＞

生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	41,105,911	1,497,215	3.6	2,056,386	37,552,310

生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	92,796,645	4,730,828	5.1	2,751,394	85,314,423

返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	2,880,839	14,009	0.5	431,211	2,435,619

返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	136,783,395	6,242,052	4.6	5,238,991	125,302,352

参考＜令和2年2月29日現在＞

生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	41,105,911	1,385,598	3.4	0	39,720,313

生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	92,796,645	4,372,411	4.7	0	88,424,234

返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	2,880,839	9,879	0.3	0	2,870,960

返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	円	円	%	円	円
返納金（滞納繰越分）	136,783,395	5,767,888	4.2	0	131,015,507

○ 戻入事務について

生活保護費の過払い金について、戻入の事務処理を怠り、福祉事務所内の金庫に現金のまま5年間保管されているものが認められました。

今後このようなことが起こらないように、現金の取り扱いに係るチェック体制や事務処理を見直したうえで、地方自治法施行令、岡山市会計規則など、法令等の遵守を徹底してください。

また、福祉事務所の職員は、会計管理者の事務を補助する現金出納員及び現金分任出納員の立場にあることを認識し、現金の取り扱いに当たっては、適正かつ厳重に事務の引継ぎを行うように努めてください。

改善措置状況

今回の原因は、職員それぞれの役割が曖昧になっていたことにより発生したものです。

今後の改善策として新たに戻入管理簿（別紙 Excel 様式）を作成しました。

これは、現業員が生活保護システムにより戻入の起案をした際に、査察指導員が世帯主名、戻入金額等を入力し作成する帳票で、所長補佐、所長の決裁を経て、最終的に経理担当者へ引き継ぐことにより、現業員の処理漏れを防ぐとともに、各職員の役割を明確化しました。

また、決定前の返還金・徴収金相当額の預かりは原則として行わないこととし、やむを得ず福祉事務所内で現金を保管する場合には、経理担当者が仮領収書を発行し鍵付きの金庫に収納するとともに、必要最小限の期間にとどめるよう速やかに事務処理を行い、生活保護・自立支援課に引継ぎを行います。

今後、このようなことを二度と起こさないために、定期的に生活保護システムと戻入管理簿との照合を行うとともに、毎週1回は経理担当職員と所長等幹部職員は金庫内の現金と預り金の保管簿を点検することとし、福祉事務所職員ひとり一人が現金分任出納員であることを再認識し、法令、規則等を遵守して適正かつ厳重な事務引継ぎを行うよう努めます。

戻入管理簿 令和2年度

(単位:円)

通番	決裁日	ケース番号	世帯主名	CW	SV	戻入額	備考	戻入処理日	経理 担当者
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									